

# 平成 21 年 2 月神奈川県議会定例会議案

(平成 20 年度予算 その 2)



目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 166 号議案	平成20年度神奈川県一般会計補正予算（第 5 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費	3
	第 3 表 債務負担行為追加	4
	第 4 表 地方債変更	5



## 平成 20 年度神奈川県一般会計補正予算（第 5 号）

平成20年度神奈川県一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億 6,680 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 6,900 億 4,845 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債変更」による。

平成 21 年 2 月 16 日 提出

神奈川県知事 松 沢 成 文

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 国庫支出金		千円 192,372,811	千円 691,845	千円 193,064,656
	1 国庫負担金	110,876,404	237,000	111,113,404
	2 国庫補助金	79,013,114	454,845	79,467,959
12 繰越金		4,627,633	14,845	4,642,478
	1 繰越金	4,627,633	14,845	4,642,478
13 諸収入		27,246,024	28,110	27,274,134
	7 負担交付収入	5,851,103	28,110	5,879,213
14 県債		131,772,900	732,000	132,504,900
	1 県債	131,772,900	732,000	132,504,900
歳入合計		1,688,581,653	1,466,800	1,690,048,453

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 土木費		千円 133,873,223	千円 1,466,800	千円 135,340,023
	2 道路橋りょう費	58,095,570	580,000	58,675,570
	3 河川海岸費	22,363,872	394,000	22,757,872
	4 砂防費	11,579,415	397,800	11,977,215
	5 港湾費	1,279,669	45,000	1,324,669
	7 都市計画費	10,123,762	50,000	10,173,762
歳出合計		1,688,581,653	1,466,800	1,690,048,453

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 土木費	2 道路橋りょう費		1,463,266
		道路災害防除事業費	579,358
		道路改良費	89,850
		橋りょう補修費	128,000
		橋りょう整備費	61,850
		街路整備費	99,818
		街路整備費	199,840
	3 河川海岸費		393,036
		小規模河川改修事業費	19,650
		河川高潮対策費	99,600
		総合治水対策特定河川事業費	129,946
		海岸高潮対策費	143,840
	4 砂防費		396,032
		通常砂防事業費	60,000
		地すべり対策事業費	140,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	196,032
	5 港湾費		45,000
		港湾改修費	45,000
	7 都市計画費		49,840
都市公園整備費		49,840	
合 計			1,463,266

第3表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
道 路 補 修 費	平成20年度から 平成21年度まで	千円 70,000
都 市 再 開 発 事 業 費	平成20年度から 平成21年度まで	264,000
都 市 公 園 整 備 費	平成20年度から 平成21年度まで	80,000



第4表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(土木債) 一般公共 事業費	千円 44,837,900	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 平成20年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 45,569,900	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 平成20年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
		起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。				起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	131,772,900				132,504,900			